

## 宮崎県立都城さくら聴覚支援学校いじめ防止基本方針

宮崎県立都城さくら聴覚支援学校

# 宮崎県立都城さくら聴覚支援学校いじめ防止基本方針

## もくじ

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 |   |
| 1 いじめの定義                      | 1 |
| 2 いじめの防止等に関する基本的考え方           | 1 |
| (1) いじめの防止                    | 1 |
| (2) いじめの早期発見                  | 1 |
| (3) いじめに対する措置                 | 1 |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項     |   |
| 1 いじめの防止等のための組織               | 1 |
| 2 いじめの防止等に関する措置               | 2 |
| (1) いじめの防止                    | 2 |
| (2) いじめの早期発見                  | 2 |
| (3) いじめに対する措置                 | 3 |
| (4) ネット上のいじめへの対応              | 5 |
| 3 その他の留意事項                    | 6 |
| (1) 組織的な指導体制                  | 6 |
| (2) 校内研修の充実                   | 6 |
| (3) 校務の効率化                    | 6 |
| (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実    | 6 |
| (5) 生徒会活動の活性化                 | 6 |
| (6) 地域や家庭との連携について             | 6 |
| (7) 関係機関との連携について              | 6 |
| 4 重大事態への対処                    | 7 |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項   |   |
| 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し           | 7 |
| <br>【参考】資料1 「学校いじめ防止プログラム」    |   |
| 資料2 「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント」 |   |
| 資料3 「いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン」 |   |
| 資料4 「教室や家庭でのサイン」              |   |
| 資料5 「いじめに対する措置」               |   |

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為、（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることの理解を図ります。
- いじめを受けている幼児児童生徒（以下、「生徒等」）をしっかりと守ります。
- いじめはどの生徒等でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に 対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

#### (1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感（①自分の存在価値を感じる、②誰かの役に立ちたい成就感、③誰かに必要とされたいという満足感）や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒等の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒等の苦痛を取り除くことを最優先とし、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年・学部及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を組織的に対応するために、「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」を設置し、隨時開催します。

#### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学部主事、関係学級担任、関係職員、養護教諭

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し

- 学校いじめの防止プログラム（資料1参照）、早期発見・事案対処マニュアル（資料2参照）の作成と実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒等への支援方針決定

## 2 いじめの防止等に関する措置

### （1）いじめの防止

#### ア 生徒等が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒等が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
  - 児童・生徒会による歓迎会や送別会等の実施
  - 学級活動やホームルームでの話合い活動の実施
  - 合同朝会や集会活動での仲間づくり
  - 自立活動（資料1参照）での人間関係の形成やコミュニケーション力の向上
  - 部活動への積極的な取組
- (イ) 生徒等同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
  - 児童・生徒会による話し合い活動
  - 特別活動等における生徒等同士の相談活動

#### イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 生徒等の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
  - 職員相互の授業研究会
- (イ) 定期的に教育相談や個別面談週間を設け、生徒等や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
  - 教育相談や個別面談週間（児童・生徒の声を聞く週間）の設定
- (ウ) 学級活動、ホームルームの時間を活用して、道徳教育、情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
  - 学級活動、ホームルームを活用した道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
  - P T A総会での学校の方針説明
  - 学校、学年、学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告
  - 学校公開（オープンスクール）の実施

### （2）いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒等、いじめた生徒等が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
  - 生徒等の発する具体的なサインの作成と共有（資料3、4参照）
- イ 教育相談や個別面談週間を設け、生徒等や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
  - 教育相談や個別面談週間の設定（5月、9月、12月）
  - いじめの相談窓口の設置
    - ・ 相談窓口の担当は教頭、養護教諭で、本人や家族からの受付が基本

- ・ 入学説明会、PTA総会、学校便り等により相談窓口設置の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒等や保護者を対象にアンケート調査を実施します。アンケート結果については、個別面談や保護者との懇談等に活用します。
- エ 「生徒指導部会」や「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつてゐるいじめにつながる情報、配慮を要する生徒等に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
  - 職員会議、学部会等での情報の共有
  - 進級判定時の情報の確実な引き継ぎ
  - 過去のいじめ事例の蓄積

### （3） いじめに対する措置（資料5参照）

#### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒等や通報した生徒等の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- 発見又は通報を受けた職員はいじめの事実について生徒指導主事（不在の場合は「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」）を構成するいずれかの職員（以下、「生徒指導主事等」）に速やかに通報します。
- 原則として生徒指導主事が中心となり、以後組織的な対応を行うようにします。

#### イ 情報の共有

- （資料5）①の通報を受けた生徒指導主事等は、校長その他の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

#### ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒等及び教職員の聴き取りに当たっては、「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」の職員のほか、生徒等が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒等へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒等またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

#### エ 指導及び支援方針の決定

- （ア） 事実関係が把握された時点で、「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」において、指導及び支援の方針を決定します。
- （イ） 障がいの程度や特性に対応した指導及び支援方針を設定します。

#### オ 解決に向けた指導及び支援

- （ア） 「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」の委員及び全職員で組織的な対応に努めます。

- (イ) 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との情報の共有を図ります。
- (ウ) 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- (エ) 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応します。
- いじめ解消の判断
    - ・ いじめに係わる行為が3か月間継続して止んでいること
    - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (オ) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」で決定します。

#### いじめられた生徒等とその保護者への支援

##### 【いじめられた生徒等への支援】

いじめられた生徒等の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒等の立場」で、継続的な支援を行う。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策等について共に考える。
- ・ 認め励ます場を設定する。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

##### 【いじめられた生徒等の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 生徒等の苦痛を受け止め精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### いじめた生徒等への指導またはその保護者への支援

##### 【いじめた生徒等への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒等の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた生徒等の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

##### 【いじめた生徒等の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 生徒等や保護者的心情に配慮する。
- ・ いじめた生徒等の成長につながるための支援には保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

##### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。</li> <li>・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。</li> </ul>  |
| <p><b>いじめが起きた集団への働きかけ</b></p> <p>被害・加害生徒等だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める</li> <li>・ 自分の問題として捉えさせる。</li> <li>・ 望ましい人間関係づくりに努める。</li> <li>・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。</li> </ul> |

**カ 関係機関への報告**

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合は、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

**キ 繼続指導・経過観察**

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

**(4) ネット上のいじめへの対応**

**ア ネットいじめとは**

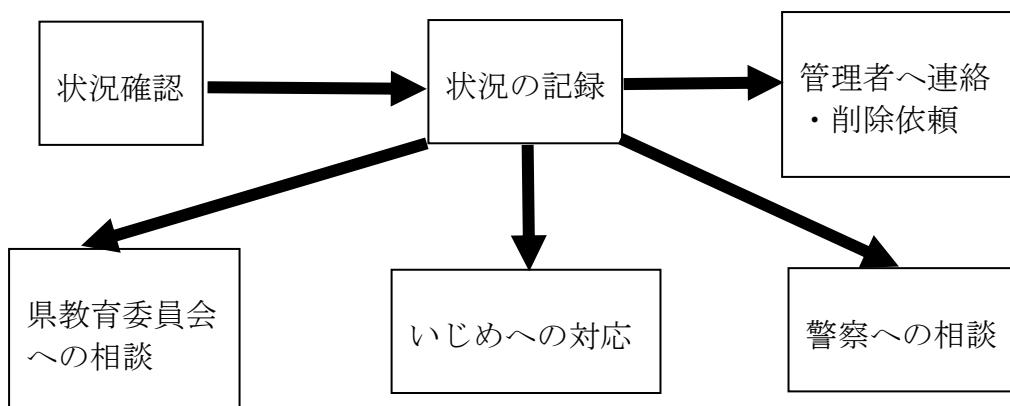
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒等になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒等の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

**イ ネットいじめの予防**

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、ホームルーム、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

**ウ ネットいじめへの対処**

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により生徒指導主事を中心に「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」が対処します。



### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめが確認された場合は、教職員が一人で対応しようとせず、学年及び学部、学校全体で組織的に対応するため、「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけ、指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかかることがないよう校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめ防止に関する取組を充実させます。

#### (6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体となって対応をしていきます。情報保障については、必要に応じて校内職員や外部へ依頼して行う。

##### ア 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒等への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

##### イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ウ 教育相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

## エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

## 4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

- 生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 生徒等が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに留意します。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

### 改定

#### P3 2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止 ア 生徒等が主体となった活動 (ア) ○学部集会での仲間づくりを、○「合同朝会や集会活動」での仲間づくりに変更。

P3 (2) いじめの早期発見 イ ○いじめの相談窓口の設置 ・相談窓口の担当は教頭、養護教諭で、電話による受付が基本を、「本人や家族からの」受付が基本に変更。

P5 オ 解決に向けた指導及び支援 (エ) 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応します。 ○ いじめ解消の判断 ・いじめに係わる行為が止んでいることを、いじめに係わる行為が「3か月間継続して」止んでいることに変更。

P7 (7) 関係機関との連携について 「情報保障については、必要に応じて校内職員や外部へ依頼して行う。」を挿入。